

佐賀県選挙管理委員会告示第 21 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の佐賀県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成 27 年 4 月 3 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選 挙 区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀市	5,329,200 円
唐津市・東松浦郡	5,386,300 円
鳥栖市	5,437,100 円
多久市	5,303,200 円
伊万里市	5,157,100 円
武雄市	5,582,300 円
鹿島市・藤津郡	5,256,000 円
小城市	5,419,700 円
嬉野市	5,775,600 円
神崎市・神埼郡	5,525,300 円
三養基郡	5,690,900 円
西松浦郡	5,300,600 円
杵島郡	5,311,200 円